

## 生命保険料控除で節税

お勤めの方は、昨年提出された生命保険料控除、上手く活用出来ていましたか？  
制度を満額活用出来た場合、ご自身の所得から所得税 12 万円、住民税 7 万円が控除されます。  
例えば所得税は、税率が 10%の方は 12,000 円、20%の方は 24,000 円の節税になり、さらに住民税についても適用されます。  
新制度では一般・年金・医療介護の枠があり、3つを上手く活用されると良いのですが、医療介護は掛捨て保険で、控除だけの目的で過剰に保険を増やすことは望ましくないとされます。  
預貯金での金利も期待が出来ないこの時代「〇〇円節税」はありがたいものです。保険料は1年間で支払った金額が対象になり、空き枠がある方は今年の控除が使えるように出来たら良いですね。  
また、主婦の方の契約は、ご主人の控除として使うことができますので、忘れないようにお使いください(^\_^)少し複雑な制度です、スタッフにお気軽にお尋ねください。

## FP保険の相談所

垂水駅前店 078-862-8451 西神戸店 078-921-7701  
営業時間：10：00～17：00 営業時間：9：30～17：30  
営業日：月・火・木・金・土 営業日：月～金  
ホームページ：右のQRコードから または  
ライフプロモーション神戸で検索  
〈取扱保険会社〉 メットライフ生命 アフラック  
オリックス生命 三井住友海上あいおい生命  
FWD富士生命 ジブラルタ生命 アクサ生命  
東京海上日動あんしん生命 SOMPOひまわり生命  
NN生命 三井住友海上火災 ソニー損保



# FP保険通信

NO.50 2021.1 発行

## コロナと保険について

なかなか終息の目途がたたないコロナですが・・・  
保険での扱いについて概要をお知らせします。  
入院については支払の対象になりますが、**病院に入らず医師の指示によりホテルでの療養等で過ごされた場合でも、ほとんどの保険会社が「入院」として請求が出来る**ようになっています。  
また死亡された場合は、今は「**災害死亡**」としての**取扱いが多い**ようです。契約によっては、普通の死亡保険に上乘せられて支払われます。ご自身の保険を一度ご確認ください。「災害死亡」「傷害死亡」の保険金額が別に付いている契約はその金額がプラスされる場合があります。  
ただし、コロナについては今後取扱いが変更される事が予測されますので、請求の時点でご確認ください。

**コロナに罹患された方の保険の加入については、「完治」で申込出来る会社もあります**ので、一度

ご相談ください。  
しかし最近は重症化や変異種、後遺症等も出てきているようです。やはりかかる前に早めにお考えください。



## 老後のお金について



少し前に、「老後 2,000 万円問題」が話題になりました。昨年のコロナで随分前の話になってしまったような気がします。  
今回の出来事で、国の借金はますます膨れ上がっています。今後は会社の倒産や業績悪化から国の税収入はしばらく厳しくなり、国民の将来の社会保障制度については良い方向にいく事はなかなか難しいように感じます。  
**今まで以上に、「自助努力」が必要**となります。  
仮定：資金 2 千万円 65 歳～85 歳 20 年間  
 $2,000 \text{ 万円} \div 20 \text{ 年} \div 12 \text{ か月} = 83,333 \text{ 円}$   
資金が 2,000 万円あれば月 8 万円程度は使っていけそうなのですが、85 歳より長生きすると考えたら不安です。また介護になった場合には、さらなる資金が必要になります。  
**老後に向けて、早めに計画を立てておく**と**安心する事もできます**ので今年から計画的に資金作りスタートしてみたいかかでしょうか。保険は長期的な資金作りに適していて、生命保険料控除も活用することが出来ます。

弊社では本年も皆さまに様々な情報提供をさせていただきたいと考えています。身近な相談相手として今後もよろしくお願いたします。

